九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『白氏六帖』の特質

大渕, 貴之
鹿児島大学 : 講師

https://doi.org/10.15017/1498243

出版情報：中国文学論集. 43, pp.95-104, 2014-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

『白氏六帖』の特質

大渕貴之

一　詩人白居易の類書という従前の評価

代表的唐代類書として、『藝文類聚』『初学記』『白氏六帖』[1]の名が知られるが[2]、本稿に取り上げる『白氏六帖』は、他の二書に比べると、研究の利用に供される頻度は高くないのではあるまいか。『藝文類聚』や『初学記』の点校本が、一九六〇年代に相次ぎ出版された[3]一方で、その後、半世紀もの間、該書に同様の動きが無かったことも、その反映であるように思う。今日、類書は事項、出典検索のための工具書、多数の佚文を保存する文献集成としての利用価値を第一とする。『白氏六帖』は、収載文献の出典表記が往々にして省かれ、また原典に忠実な引用よりは節略等の加工を経ての採録が多い。この点で該書は、今日的利用価値からすれば難を抱えると言え、他の二類書の有用性の蔭にも隠れて広範且つ活発な利用には及んでいないものと思しい。該書の代表的唐代類書としての今日的評価は、主に中国文学史上に確固たる地位を占める白居易所縁の類書という点にあるとも言えるだろう。

中唐の文人白居易については、詩人としての認識、理解が第一に想起されるためか、従来の『白氏六帖』研究に於いても、詩人白居易自撰の類書を白詩の解読、解釈に活用すべきとの提唱がしばしば行なわれた[4]。白居易自撰であるか否かといった成書上の問題、また伝世過程に於ける増注、増補といった本文改編の問題に注意は必要であるが、基本的には白詩の理解に該書が有効、有用であるとの主張である。白居易研究、とりわけ白詩の研究に相当の蓄積が存在することは、今更言うまでもない。そうでありながら、諸家がしばしば提唱し、また当然至極にさえ思

える白詩読解に於ける『白氏六帖』の利用が進展し、目覚ましい成果をあげるに至らなかったのは、何故であろうか。それは、結局のところ『白氏六帖』と白居易の詩作とが本来的に強く結びつけられるものではなかったからではないか。

近年、『白氏六帖』の成書問題について、陳狲氏により唐宣宗勅輯の新説が『文学遺産』に提起され、神鷹徳治氏もこれに賛同する方向で更なる見解を示された。類書を研究対象とする筆者もまた、二氏の論考と史学分野における『白氏六帖』の利用実績、並びに『白氏文集』の全訳注に取り組まれる岡村繁氏による指摘に啓発を受け、調査を行なった結果、先ごろ拙著『唐代勅撰類書初探』に於いて陳氏所説に証左を与えるに至った。[5] 本稿では『白氏六帖』の特質について、該書の部立て構成の在り方という外形的側面、及び先に拙著でも取り上げた該書収載の対偶群を含む内容的側面から述べ、そこに看取される『白氏六帖』、或いは後の『白氏六帖』となる白居易撰修の文献集成の用途、目的について述べるものである。

二　三才の「人」に厚い部立て構成

類書は、一部に例外は見られるものの、一般的には森羅万象の全てを対象に分類を行ない、編纂主体の意図に基づく秩序ある部立て構成のもと、各部立てに関連する文献を諸典籍より採録することで成り立つ。世界の分類による部立て構成については、各類書に明示されると否とに関わらず、「三才」すなわち、「天（日月星辰等）」、「地（山川草木鳥獣虫魚等）」、「人（帝王以下、人及びその諸活動）」の三部による大別に依拠する。[6] この三才による大別を、人（ひと）を取り巻く「天」と「地」との二部に包含される部立てと、「人」に包括される部立てとに二分して、先に挙げた代表的唐代類書を通覧するとき、『白氏六帖』が極めて「人」に厚い部立て構成を持つことに気付く。

各類書について、「天、地」：「人」に分けて、各部立て数（部立て総数に対する百分率）を次に示す。

『藝文類聚』一百巻、部立て総数736　「天、地」385（52・3％）：「人」351（47・7％）

『初学記』　三十巻、部立て総数313　「天、地」133（42・5％）：「人」180（57・5％）
『白氏六帖』三十巻、部立て総数1367　「天、地」249（18・2％）：「人」1118（81・8％）

『藝文類聚』と『初学記』との二類書が、おおよそ半々か四対六の割合で、「天、地」と「人」との部立てを構成するのに対して、『白氏六帖』は、およそ二対八と「人」の部立てに大きく傾く。『白氏六帖』の部立てには、後世の増補、改編が存在し、未解明の部分が残る[7]。よって、右もあくまで参考値としての参照価値しか持たないわけであるが、従来知られる増補箇所が、「天、地」と「人」との双方に見られることから考えれば、今後全ての増補箇所が解明されたとしても、大きな傾向としては大過ないものであると推測する。

この「人」に帰属する部立ての偏重は、実は隋末に、虞世南によって編纂された類書『北堂書鈔[8]』に似る。『北堂書鈔』について、先と同様に比率をみてみると、

『北堂書鈔』存一百六十巻、部立て総数851　「天、地」69（8・1％）：「人」782（91・9％）

「人」が九割を占める。ただし、右に「存一百六十巻」と記した通り、現存の『北堂書鈔』は完本ではない。『新唐書』藝文志、晁公武『郡斎読書志』に拠れば、もと一百七十三巻であり、現存の巻一百六十、地部四、石篇十六以下を缺く。よって本来、「地」に帰属する部立て数は現在の計測数より多く、これに応じて「人」の割合も当然下がるはずである。ただ、それを見越しても「人」に極めて重点を置いた部立て構成であることに変わりは無い。この点、実は該書の部立てが、一般に「天」に始まり「地」の一部へと続く類書の通例とは異なり、「人」に帰属する「帝王部」から始まることにも看取される。以下、巻数で言えば、本来の全一百七十三巻のうち、八割を越える巻一百四十八までが「人」に包含される部立てであり、「天」や「地」は、巻一百四十九の天部一、天にようやく始まる。

この部立ての配置及び内容の「人」偏重は、夏南強氏『類書通論』の指摘するところでもあり、夏氏は『北堂書鈔』及び編者虞世南に関する史料や先行研究をも踏まえ、「『北堂書鈔』便是一本主題索引式的『経世致用』政事類書

（『北堂書鈔』は、見出し語索引式「経世致用」の政務[9]用類書である）」と結論する。[10] 筆者も夏氏の見解に賛成する。

『白氏六帖』は、『北堂書鈔』同様の特異な部立て配置を取らず、『藝文類聚』や『初学記』と同様に「天」に始まる通常の部立て配列を行なう。この点で該書の部立ての特色には目が向きにくかったのだろう。ただ、先に示した部立て構成上の割合に明らかであり、且つまた紙幅の都合によりここでは一々列挙しないが、実際に部立ての詳細を通覧してみるだけでも、『藝文類聚』や『初学記』とは異なり、『北堂書鈔』と同様、三才の「人」、殊に政務に関する項目が詳細であること、一目瞭然である。その詳細さは、他の唐代類書にも部立てされる中央の三省六部やその官職、地方の刺史といった統治機構の骨格に相当する部分や、統治を支える礼教の主要な徳目といった層次を遥かに超える。そこに重点があったことは容易に窺える。部立て全体の構成内容という外形的側面から見たとき、『白氏六帖』は重点の置き所の似る『北堂書鈔』同様に、政務への利用を主目的とした類書であったと言える。

三　唐令と対偶表現との収載

『白氏六帖』が、政務の利用に供すべく準備されたものであることは、収載文献の特異性に着目しても言える。

まず注目したいのが、唐令を採録する点である。仁井田陞『唐令拾遺』[11]に拠れば、『藝文類聚』や『初学記』が、唐以前のものとして、それぞれ晋令を一条、五条採録するのみで唐令を採らないのに対し、『白氏六帖』は、魏令、晋令の各一条に加え、三十一条の唐令を収載する。唐令の収載は、それに依拠すべき個別具体的な実務遂行上の参照を目的としたもので、該書が実際の政務執行に用立てる意図をもって編集されたものであることを窺わせる。唐令千五百数十条の全体を思えば、政務に関わる大凡の部立てに於いて、現状より多数の条文が統一的に具備されても然るべきであろうが、実情はこれに異なる。或いは、後世の利用者による随意な補入を疑いうるが、補入であるとしても、そのことは却って『白氏六帖』の利用目的を指し示すことになり、筆者の主張に沿う。

従来『白氏六帖』については、白居易の詩人としての令名故に詩作との強い関連性が意識され、詩人白居易の「詩嚢」という理解に結びついてきた。白詩読解に活用すべきとの議論がしばしば見られた所以でもあろう。しかし、

右に見た部立ての偏重や収載文献の特異性からは、むしろ種々の政務に従事した官僚白居易の「実務必携」と理解すべきではなかろうか。

更に注目したいのが、先に拙著第七章でその存在を明確にした多数の収載対偶である。該書の収載文献は、右に見た唐令、或いは他の類書同様の経史を始めとする主要な典籍からの引用といった、政務の判断に根拠として必要となる参照文献ばかりではない。政務遂行上、文書の作成が必要不可欠であったことは言うまでもないが、その際に参考、更に言えば流用可能な四六駢儷体による対偶表現が、多くの部立てに準備されるのである。

先に拙著では、『白氏六帖』に作者不詳の対偶が多数潜在すること、そのうち、現在『白氏文集』に百道判として残る白居易自作の模擬判中の対偶に一致するか極めて類似するものが凡そ百例に及ぶことを報告し、その上で、百道判との強い関連性が看取される対偶について、白居易判の草稿（その断片）である可能性を論じた。その際には、百例を挙げるのみで取り纏めないままであったが、白居易判の断片と一致か極めて類似する対偶は、『白氏六帖』三十巻のうち、巻一、三～五、十八、二十五、二十七、二十九、三十を除く合計二十一巻に収録される。これに白居易自作の文と関連性を指摘できない作者未詳の対偶をも加えれば、対偶は全三十巻にわたって漏れなく収載され、それらが該書に於ける最大の特徴であったことが窺える。

実は、この点について、宋人は的確に理解していたようである。南宋、晁公武の『郡斎読書志』には次のようにある（傍線等は筆者による。以下同じ）。

右、唐白居易撰。以天地事物分門類、爲對偶而不載所出書。曾祖父秘閣公爲之注、行於世。[12]……

右、唐白居易撰。天地の事物を以て門類を分かち、対偶を為りて出づる所の書を載せず。曾祖父秘閣公［晁仲衍］之が為に注し、世に行なはる。……

『白氏六帖』に言及する諸研究に於いて、この記事はしばしば引用される。ただし従来は、傍線部「出づる所の書を載せず」のみが注目され、収載条文の出典注記に不徹底な『白氏六帖』に対し、北宋の晁仲衍が増注（添注）を行

なったことを示す文献的根拠として読まれてきた。波線部の「対偶を為り」に留意した見解を未だ見ない。対偶の収載形式が整理されたものでなく、これまで看過されてきたためと思しい。しかし、『白氏六帖』に多数の対偶が収載される事実を踏まえて読み直すなら、右の記事は、「（撰者白居易が）世界のあらゆる事物に応じて部立てを行ない、対偶を作成して（その）出典を記載しない」と読める。出典を記載しないと指摘するのも、各部立てに収載の対偶、しかも晁公武の見解では白居易撰の対偶に対してである。この記事は、孝宗の淳熙五年（一一七八）勅撰の『中興館閣書目』（佚書）に引用されたほか、南宋末年の王応麟『玉海』にも『中興館閣書目』の引用を介して再引される。『白氏六帖』の特徴に対する理解として、踏襲され続けたことが分かる。[13]

なお、末尾に曾祖父の晁仲衍がこのために注をしたというのは、一部の収載対偶に確認できる出典注記を指すと考えられる。例えば巻二十一、転運使の収載対偶に対し、底本は小字双行注で次のように注記する。引用中に（括弧）で示す部分である（以下同じ）。

漢通糧道、委於丞相、（漢高帝曰、鎮國家不絶糧道。吾不如蕭何之功。）
晉開較運、任在尚書。（杜元凱事、見上注。）

傍線部に「見上注」とあるのは、一つ前の部立てである度支使の収載対偶に対する注を指し、

元凱之計、（杜元凱爲度支尚書、奏轉運之計也。）
茂先之功。（張華茂先為度支尚書、決河渠地延萬里。）

右の傍線部に該当する。

晁仲衍による添注作業の規模や様態、また現存諸本の書承関係が未解明であり、施注者が右に述べた通りであるかは、今後更に検討する必要があるが、少なくとも従来の版本系統の議論時とは異なる読み方で、『郡斎読書志』の

記事を解釈できることは確かであると考える。

やや話しは逸れたが、宋人の指摘通り『白氏六帖』は、対偶に特色があることを確認した。それら対偶を参照或いは流用する形で実際の公文書が作成された事例については、未だ探し得ていない。思うに、士人が自己の文集に保存して後世に伝えようとした会心の作品群には、その手の文章は含まれないであろう。日々の職務遂行上、必要とされる消耗品とでも言うべき各種文章の作成に利用されたものと想定する。

四　政務用類書『白氏六帖』の盛行と『北堂書鈔』の衰退

以上、『白氏六帖』の部立て構成及び収載文献の両側面で看取される特徴的事実について述べ、該書は政務遂行に有用な「実務必携」として利用される類書であったとの仮説を示した。その際に、こちらも先行研究の仮説ではあるが、政務用類書とされる『北堂書鈔』に言及した。同様の利用目的を想定しうる両書について、実は興味深い事実がある。それは、拙著にも触れたが『白氏六帖』が早くは十世紀半ばに後蜀で印刷に附されて以降、南宋の『白孔六帖』出版も含めれば、盛んに流布したのに対し、『北堂書鈔』は十一世紀初頭の北宋真宗の頃、既に幻の書とでも言うべき存在になっていたことである。王応麟『玉海』巻五十四、唐『北堂書鈔』の条には、

二館舊闕虞世南『北堂書鈔』、惟趙安仁家有本。真宗命内侍取之、嘉其好古、手詔褒美。

二館　舊くは虞世南『北堂書鈔』を闕き、惟趙安仁の家のみ本有り。真宗　内侍に命じて之を取らしめ、其の古きを好むを嘉し、手詔して褒美す。

とあり、北宋初期の様相を伝える。

該書は、元和年間成書の劉粛『大唐新語』に「其書盛行於代（其の書　盛んに代に行なはる）」とあり、大中年間成書の韋絢『劉賓客嘉話録』に「『書鈔』盛傳於世（『書鈔』盛んに世に伝はる）」とあるように、中唐の頃の盛んな

利用が知られる。そうでありながら北宋初期には稀覯書となり、初めての印刷を経て復権を果たすのは、明の万暦二十八年（一六〇〇）以降を待たなければならなかったのである。

第一節に述べた『白氏六帖』勅輯説に拠れば、その成書時期は唐宣宗の大中年間である。唐代に於ける『北堂書鈔』盛行を伝える最後の資料『劉賓客嘉話録』が大中十年の自序であれば、大中年間に世に出た『白氏六帖』の盛行に伴い、利用目的に於いて同様であった『北堂書鈔』は次第に利用の機会を減少させていき、遅くとも後蜀では『白氏六帖』に淘汰される形で印刷にも附されず、北宋初年には稀覯書となる経緯を辿ったとは言えないだろうか。

前説で取り上げた転運使や度支使を含む、節度使等々のいわゆる使職は、唐中期に設けられた令外の官であって、隋末成書の『北堂書鈔』には当然該当する部立ては存在しない。古典や先例を重んじる意味では、隋以前の古典籍を採録した『北堂書鈔』にも価値はあったが、実務利用が第一の目的であれば、同種の類書であり且つ社会や法制の変化を受けて、より相応しい部立てや採録文献を備える『白氏六帖』に利用が移ったのも当然の帰結であったと言うべきだろう。

注

（1）『藝文類聚』は汪紹楹校本（中華書局、一九六五年〔上海古籍出版社、一九八二年重版〕）、『初学記』は中華書局排印本（一九六二年）、『白氏六帖』は、南宋紹興年間刊本『白氏六帖事類集』（新興書局、一九六九年影印）を用いた。

（2）本稿に列挙した三類書に隋末の『北堂書鈔』を加えた四類書を以て「唐代四大類書」と捉える見方がある。このことについて、それが明代に始まること、また、従前には『北堂書鈔』を除く三類書を以て代表的唐代類書と捉える見方があったこと、以上二点の可能性を拙著『唐代勅撰類書初探』（研文出版、二〇一四年）結論に附随する事項として二一三～二一五頁に論じた。

（3）中華書局より一九六二年に『初学記』が、一九六五年に『藝文類聚』が出版された。

（4）花房英樹「白氏六帖に就いて」（『漢文学紀要』第三冊、広島文理科大学漢文学会、一九四九年）、津田潔「新楽府と

白氏六帖（稿）上」（『漢文学会会報』第二十八輯、国学院大学漢文学会、一九八二年）、山崎誠「白氏六帖考」（『白居易研究講座』第二巻、勉誠社、一九九三年）を参照。

（5）各氏の論考の出典等、詳細は拙著（注2）第七章を参照されたい。

（6）より詳しくは、湯浅邦弘『故事成語の誕生と変容』第二章一節「類書とは何か」（角川学芸出版、二〇一〇年）を参照。

（7）詳細は、拙著（注2）第六章を参照されたい。

（8）清光緒十四年南海孔氏三十有三万巻堂影宋刊本（学苑出版社、二〇〇三年影印）を使用。上記孔本は、『北堂書鈔』の最善のテキストとされる。なお、『四庫全書』にも収録される明常熟陳禹謨校刊本であるが、校訂刊刻時に刪改増補するところ多く、研究に用い難いことが知られる。胡道静『中国古代的類書』第四章（三）「陳禹謨刻本」（中華書局、一九八二年）等に詳しい。

（9）政治上の事務、行政事務等、統治に必要な公権力による事務全般を指す用語として用いる。

（10）夏南強『類書通論』（湖北人民出版社、二〇〇一年）第五章 三（二）「『経世致用』類書的興起」及び第四章 一（三）「『天、地、人、事、物』類目結構的成型」を参照。

（11）東方文化学院、一九三三年初版。東京大学出版会、一九六四年復刊。附録の「唐令拾遺採択資料索引」を参照。また、仁井田氏は、本書序説、第二「唐令拾遺採択資料に就いて」の「白氏六帖事類集と唐宋白孔六帖」に於いて、「白氏六帖事類集と太平御覧とは、唐宋時代の類書の中、律令格式の逸文等他書には絶えて見ざる多くの法律史料を含む点に於いて、双璧（ママ）といふも過言ではない。然して御覧にあつては、唐代の法律史料より唐前のものが多く、白氏六帖はその反対である。故に白氏六帖は唐法律史研究上看過すべからざる貴重資料である。」と述べられる。法制史研究を始めとする史学分野に於いて、『白氏六帖』の特徴は夙に把握されていたと言うべきだろう。

（12）四部叢刊所収宋淳祐袁州刊本、巻三下による。なお、衢州刊二十巻本は、「對偶」を「聲偶」に作る。

（13）一方で、同様の意識は『四庫全書総目提要』子部類書類『白孔六帖』条には見られない。同条では、左に引用のごとく或る疑義を呈する。傍線部と波線部・破線部との間で矛盾があるとの指摘であるが、傍線部は諸典籍からの採録文献について、波線部・破線部は、収載対偶について述べたものと分けて考えれば矛盾はない。収載対偶に対する認

識が失われた所以と考えるが、この点に関してはなお検討すべきこと多く、また別の機会に論じたい。

『玉海』引『中興書目』稱、「居易採經傳百家之語、摘其英華、以類分門、悉注所出卷帙名氏於其下。」晁公武『讀書志』則稱、「居易原本不載所出書。曾祖父秘閣公爲之注、行於世。」其說不同。然公武述其家事、當必不誤。且『玉海』又引『中興書目』稱、「白居易以天地事分門類、爲聲偶而不載所出。」其說亦自相矛盾。蓋當代所行、原有已註出處之本、又有未註出處之本、應麟各隨所見書之耳。

『玉海』に『中興［館閣］書目』を引きて称す、「居易経伝百家の語を採り、其の英華を摘し、類を以て門を分かち、悉く出づる所の巻帙名氏を其の下に注す。」と。晁公武『［郡斎］読書志』に則ち称す、「居易が原本出づる所の書を載せず。曾祖父秘閣公之が為に注し、世に行なはる。」と。其の説同じからず、然して［晁］公武は其の家事を述ぶれば、当に必ず誤らざるべし。且つ『玉海』に又『中興［館閣］書目』を引きて稱す、「白居易天地の事を以て門類を分かち、声偶を為りて出づる所を載せず。」と。其の説亦自ら相矛盾す。蓋し当代に行なはる所、原より已に出処を註せるの本有り、又未だ出処を註せざるの本有り、［王］応麟各おの見し所に随ひて之を書すのみ。

（補記）本研究は JSPS 科研費24720165の助成を受けたものである。